

建築行政共用データベースシステムご利用の
特定行政庁 御中
指定確認検査機関 御中
指定構造計算適合性判定機関 御中
建築士法関係機関 御中

一般財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステムに関する 令和 6 年度の予算措置等について（ご案内）

【要旨】 令和 6 年度に向けて次の予算措置等をご検討ください。

- 1 共用 D B 利用料は、原則として令和 5 年度と同額です。【全機関】
- 2 事務所移転の場合、回線移設のために相当の工期を見込んで早めにご連絡ください。【特定行政庁を除く全機関】
- 3 台帳登録閲覧システムの照会等の対象者に国等の追加についてご検討願います。
【台帳登録閲覧システムをご利用の県、特定行政庁の一部】

日頃より、当財団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

建築行政共用データベースシステム（以下「共用 D B」という。）に係る令和 5 年度の予算措置等につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

共用 D B 利用料についての明細を添えたお見積りにつきましては、8 月に当財団より電子メール等でお送りします。

なお、このお知らせは、既にお見積りをお送りした団体様にも念のためお送りしております。

1 共用DB利用料【全機関】（【 】内は対象機関。以下同様。）

令和6年度の共用DB利用料については、原則として※¹令和5年度と同額※²の予算措置をお願いします。

※1 原則外となる場合の例

- ・年度途中で利用開始した場合（月額利用料を年額に換算した額となります。）
- ・台帳登録閲覧システムを利用の限定特定行政庁が一般特定行政庁に変わる場合

※2 関連資料（<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/>よりダウンロード可能です。）

- ・建築行政共用データベースシステム 導入の手引

（参考）共用DB用に使用する端末については、OS、ブラウザがサポート期限内のものを使用してください。サポート切れを迎える端末については、アップグレードや端末更新の予算措置をご検討ください。

2 出張旅費・業務委託費等（別紙）

必要に応じ、下記費用の予算措置をお願いします。

- 1 各位が職員等を対象として実施する台帳登録閲覧システム又は建築士・事務所登録閲覧システム操作説明会への当財団による講師派遣に係る出張旅費【説明会をご計画の全機関】
- 2 サブシステム追加に係る利用料等追加【追加予定の全機関】
- 3 データ移行委託費【データ移行をご予定の特定行政庁】
- 4 既存建築確認台帳等の電子データ化業務の委託費【紙の台帳等を電子化し台帳登録閲覧システムに投入するご予定の特定行政庁】
- 5 事務所移転に伴うICBA設置回線の移設等※³に係る工事委託費【移転をご予定の指定確認検査機関、構造計算適合性判定機関又は建築士法関係機関（県が端末を設置している場合を含む。）※⁴】

※3 ICBA設置回線の移設等には、当財団にご連絡いただいてから3か月、状況によってはそれ以上かかりますので早めのお申し出をお願いします。

※4 県が建築士法関係機関に端末を設置している場合には、設置先での予算措

置が必要な場合が想定されます。必要に応じて設置先の機関に本通知の内容をご案内ください。

6 共用DBのセキュリティ設定の変更に伴う機器調達等の費用【端末や独自のシステム間通信（SOAP通信）がTLS1.2以上に対応していない場合】

令和5年6月8日の当センターからのメール（標題：共用データベースシステムセキュリティ設定の見直しについて）をご覧ください。

3 台帳登録閲覧システムの照会等の対象者の追加について

【台帳登録閲覧システムをご利用で契約書別紙「建築行政事務情報の照会等の範囲及び対象者」の、「台帳登録閲覧システム」の項において「対象者の該当なし。」としている県、特定行政庁 ※】

※ https://www.icba.or.jp/kyoyodb/top/02-22_rijikai-shiryo.pdf

上記URLの資料p11～13の④及び⑤（台帳登録閲覧システム 利用団体一覧（その1）及び（その2））の表において*印が無い行政庁です。

台帳登録閲覧システムの情報（個人情報を除く。）を照会、閲覧等できる範囲の対象として、国等を対象とすることをご検討いただくようお願いします。

国が施策検討にあたって台帳登録閲覧システム情報を参照する場合があります。個別に回答する事務負担の軽減のため、システムの有効利用を図る観点からも検討をお願いする次第です。

また、本件に関して参考として、平成30年11月27日付け国土交通省住宅局建築指導課から都道府県建築行政御担当課宛ての事務連絡「建築行政共用データベースシステムの登録データを活用した建築行政の推進について（依頼）」を添付します。

お問合せ・お見積り
一般財団法人建築行政情報センター
TEL:03-5225-7703
E-mail:gr-keiyaku@icba.or.jp

予算措置の際にご留意いただきたい出張旅費・業務委託費等

1 各位が職員等を対象として実施する台帳登録閲覧システム又は建築士・事務所登録閲覧システム操作説明会への当財団による講師派遣に係る出張旅費等

【説明会をご計画の全機関】

日時場所：随時開催可能（所要3時間程度・インターネット接続が可能な会議室等が必要。）。

- 対 象：台帳登録閲覧システム等をご利用各位の職員等 最大定員30名
- 内 容：台帳登録閲覧システム等操作説明会担当講師の派遣及び説明用資料提供
- 費 用：・派遣講師1～2名の出張旅費（講演料、資料提供費用は無料）
- ・受講者が概ね10名以上の場合、講師2名を派遣。
 - ・旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に準じて東京駅からの会場までの往復運賃として算定。
 - ・会場借上げが必要となる場合、その費用が必要。

（参考）従来、出張旅費の措置をお願いしていた特定行政庁向けの当財団主催の台帳登録閲覧システム操作説明会は、当面、開催予定がありません。それに代わるものとして、台帳登録閲覧システム端末操作の動画配信をICBAのホームページからご覧いただけます。ぜひともご活用ください。

URL：<https://www.icba.or.jp/seminar/kyoyodb/>

（ID及びパスワードについてはICBAにご確認ください。）

2 サブシステム追加に係る利用料等追加

① 台帳登録閲覧システムを追加する場合

【追加予定の特定行政庁】

- ・確認件数等に応じた利用料※の追加が必要。
- ・既存データを移行する場合は3に掲げるデータ移行委託費の追加も必要。

② 建築行政地図情報システムを追加する場合

【追加予定の特定行政庁】

行政庁の区分に応じた初期設定費※、利用料※の追加が必要。

③ 法令・大臣認定データベースを追加する場合

【追加予定の全機関】

8万円（税抜）の追加が必要。

※詳細は下記サイトの導入の手引、利用料算定シートにより確認可能。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a1>

3 データ移行委託費

【データ移行をご予定の特定行政庁】

- 目 的：既存データや建築計画概要書等の既存データを台帳登録閲覧システムに投入
- 内 容：台帳登録閲覧システム用の「中間ファイル」の投入
- 費 用：投入1回当たり10万円（税抜）
- 備 考：・「中間ファイル」作成は通常、専門業者への委託が必要。
・「中間ファイル」仕様は下記サイトの「台帳登録閲覧システムへのデータ移行関係資料（ZIP）」により確認可能。
<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a4>

4 既存建築確認台帳等の電子データ化事業委託費※

【紙の台帳等を電子化し台帳登録閲覧システムに投入するご予定の特定行政庁】

- 目 的：紙の建築確認台帳、建築計画概要書等を電子化し台帳登録閲覧システムに投入
- ※：紙の台帳等の電子化の費用は、助成制度（住宅・建築物アスベスト改修事業）において定額まで全額が補助対象。
- 内 容：ICBAは紙の台帳等を電子化するための専用のパンチ入力支援システムを提供し、電子化した台帳等情報を台帳登録閲覧システムへ投入するための中間ファイル化を行い台帳登録閲覧システムへの投入。
なお、台帳等情報のパンチ入力作業及び紙台帳等のPDF化等は、別途事業者が発注が必要
- 費 用：個別見積り
- 備 考：・中間ファイル作成から台帳登録閲覧システム投入まで一貫してICBAが受託可能

＊この項についての問合せ先 電話：03-5206-6132

メール：datautilization@icba.or.jp

5 ICBA設置回線の移設等に係る工事委託費

【移転をご予定の指定確認検査機関、構造計算適合性判定機関又は建築士法関係機関】

- 目 的：事務所移転、新設等に伴う、ICBA設置回線の移設、新設又は増設
- 内 容：ICBA設置回線に関する現地調査、回線工事及びルータ設置工事
- 費 用：新設の場合、1拠点当たり25万円（税抜）
- 備 考：・回線利用開始までの所要期間は、新築建物への移転等の場合を除き、当財団への連絡から3か月程度、状況によってはそれ以上かかるため早めのお申し出が必要。
・新築建物への移転等の場合、引渡し後から3か月程度、状況によってはそれ以上かかるため早めのお申し出が必要。

- ・移転先エリアに光回線が来ていない場合は、さらに所要期間が必要。
- ・新築建物への移転等の場合や、移転等まで3か月未満となつてから当財団への連絡をいただいた場合には、共用DBを利用できない期間が発生するため、代替する措置を行っていただく必要。

※ICBA設置回線工事の概要については導入の手引（下記サイトからダウンロードしたものでp26からp32が該当）で確認可能。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a1>

6 共用DBのセキュリティ設定の変更に伴う機器調達等の費用

【端末や独自のシステム間通信（SOAP通信）がTLS1.2以上に対応していない場合】

目 的：令和6年7月2日以降も共用DBを利用

内 容：令和5年6月8日の当センターからのメール（標題：共用データベースシステムセキュリティ設定の見直しについて）をご覧ください。

なお、ICBAでは本件の調達やシステム改修をお請けしません。

参考1 特定行政庁における通知・報告配信システムによる電子報告導入に当たって

目 的：台帳整備のためのデータ入力手間の削減

導入条件：下記いずれかに該当すること

- ①台帳登録閲覧システムを利用していること
- ②台帳登録閲覧システム以外のシステム（以下「独自システム」）と通知・報告配信システムが連携していること

備 考：・台帳登録閲覧システム利用予算は、本文2①参照。

- ・独自システムの連携に係るシステム改修仕様は、下記サイトで確認可能。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo.html>

- ・独自システムの改修には、予算措置の検討が必要。
- ・電子報告導入に当たっての条件等については「JCBA電子報告ガイドライン」（下記サイトからダウンロード可能。）で確認可能。

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/>

参考2 法令データベースの刷新（お知らせ）

法令データベースは令和6年4月に刷新予定です。

刷新に伴う新機能・廃止機能については、下記サイトで確認可能です。

<https://www.icba.or.jp/horeidb/>

法令データベースをご利用いただいている場合には共用DBでご覧いただくことができます。

（建築基準法令データベースのトップ画面下段の「刷新に伴う新機能・廃止機能 リーフレット／説明動画」の下線部分）

事 務 連 絡

平成30年11月27日

都道府県建築行政御担当課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築行政共用データベースシステムの登録データを
活用した建築行政の推進について（依頼）

平素より、建築行政にご尽力いただき、ありがとうございます。

建築行政共用データベースシステムの台帳登録閲覧システム（以下「台帳システム」という。）においては、既に一千万件を超える建築物の情報が蓄積していると承知しています。

建築行政共用データベースの整備目的の一つとして、建築物に係る情報をデータベースとして収集整理し、施策に活用することが当初から掲げられています。建築指導課では、最近の基準改定にあたって、台帳システムの情報を参照させていただいている場合もあり、このような場合は個別に照会回答いただく行政庁の事務負担の軽減も図られることとなりますが、国による収集・集計等をあらかじめ了解していただいている行政庁は一部にとどまっているのが現状で、施策検討への活用も部分的なものとなっています。

つきましては、台帳システムのうち個人情報を除く情報について国による収集・集計等を随時可能とするための手続きについて、ご検討の上、台帳システムを運営する一般財団法人建築行政情報センターと調整いただきたく、ご協力方お願いします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、この連絡は台帳システムの利用有無にかかわらず、全都道府県にお送りしています。

また、国による収集等は、個々の建築物の情報の正確性や適法性をチェックするものではありませんので申し添えます。

以上

問合せ先

国土交通省 住宅局 建築指導課 平山

電話：03-5253-8111（内線 39-538）

別紙の 1 の「費用」の項に掲げる「旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）に準じて東京駅からの会場までの往復運賃として算定」について

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）（令和元年 6 月 14 日最終改正抄）
（略）

（旅費の種類）

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

（略）

（宿泊料）

第二十一条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（略）

別表第一 内国旅行の旅費（第二十条―第二十四条、第二十七条、第二十八条関係）

一 日当、宿泊料及び食卓料

区分		日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
			甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
指定職の職務にある者		三、〇〇〇円	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円
七級以上の職務にある者		二、六〇〇円	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円	二、六〇〇円
六級以下三級以上の職務にある者		二、二〇〇円	一〇、九〇〇円	九、八〇〇円	二、二〇〇円
二級以下の職務にある者		一、七〇〇円	八、七〇〇円	七、八〇〇円	一、七〇〇円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

（以下略）

※注：宿泊料の「甲地方」は、東京都 23 区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市。